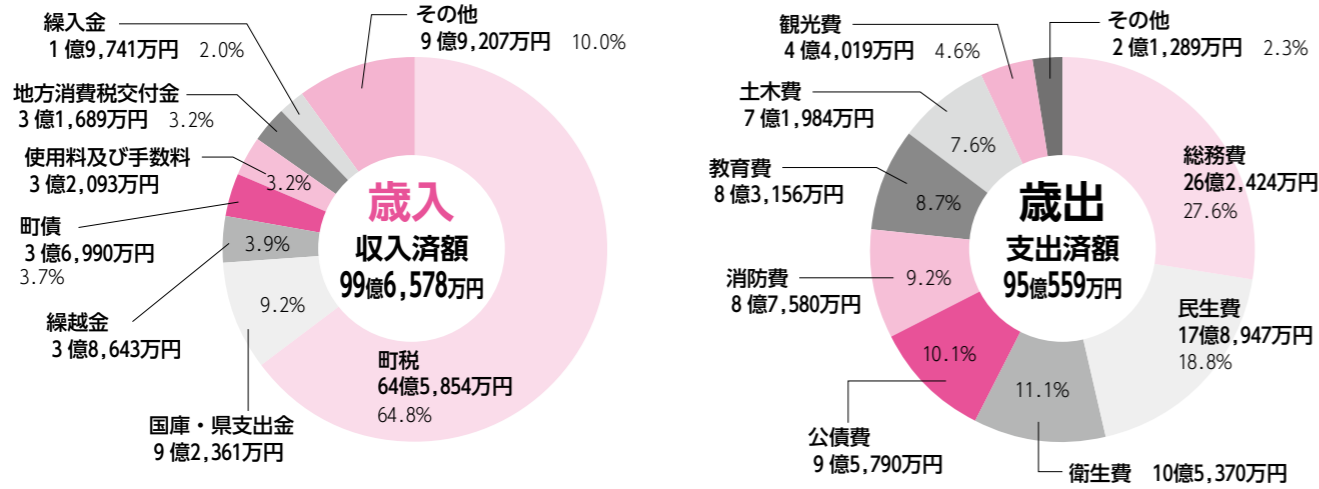


平成28年度 決算概要

一般会計は、予算現額104億7,991万円に対し、歳入決算額99億6,578万円、歳出決算額95億559万円で差引額4億6,019万円が決算剰余金となりました。

主な事業では、宮城野保育園建設事業に着手したほか、大涌谷火山対策事業、住みたいまち箱根推進事業、箱根ファン創出事業・ふるさと納税促進事業など幅広く諸施策を実施しました。



| 会計名 | 予算現額 | 収入済額 | 収入割合 | 支出済額 | 支出割合 |
|-------------|------------|------------|--------|------------|-------|
| 国民健康保険特別会計 | 19億6,192万円 | 19億1,705万円 | 97.7% | 18億567万円 | 92.0% |
| 後期高齢者医療特別会計 | 3億3,646万円 | 3億2,366万円 | 96.2% | 3億1,444万円 | 93.5% |
| 介護保険特別会計 | 12億1,089万円 | 12億967万円 | 99.9% | 11億9,178万円 | 98.4% |
| 4 財産区特別会計 | 1,430万円 | 1,460万円 | 102.1% | 1,299万円 | 90.8% |
| 温泉特別会計 | 1億4,100万円 | 1億4,445万円 | 102.4% | 1億2,438万円 | 88.2% |
| 育英奨学金特別会計 | 3,000万円 | 2,813万円 | 93.8% | 1,341万円 | 44.7% |
| 下水道事業特別会計 | 17億600万円 | 16億7,380万円 | 98.1% | 16億1,943万円 | 94.9% |

| 水道事業会計 | 収入予算額 | | 収入額 | | 支出予算額 | | 支出額 | |
|--------|-------|----|-----------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|
| | 収益 | 資本 | 4億2,590万円 | 1億5,050万円 | 4億3,653万円 | 1億850万円 | 4億140万円 | 3億1,648万円 |

町有財産の状況

| | |
|-------------------------|-------------------------|
| 出資金 2億4,481万円 | 土地 862万4,816㎡ |
| 基金 18億2,657万円 | 建物 13万1,699㎡ |

※一般会計、特別会計を合わせた町全体の財産状況

地方債の状況

| | |
|------------|-------------|
| 一般会計 | 60億1,490万円 |
| 国民健康保険特別会計 | 6,800万円 |
| 下水道事業特別会計 | 56億9,724万円 |
| 水道事業会計 | 17億4,390万円 |
| 28年度末現在高 | 135億2,404万円 |

平成28年度決算における財政の健全化判断比率等を公表します

財政の健全化判断比率
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率の4つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）と公営企業会計に係る資金不足比率を算定し、公表することが義務付けられています。

指標の基準を越えると
早期健全化基準を超えた場合、財政運営に「黄色信号」がとられたとみなされ、自治体の自主的な改善努力による健全化を図るため、財政健全化計画を策定し、県知事および総務大臣に報告しなければなりません。

また、財政再生基準を超えた場合は「赤信号」となり、財政を自力で改善することが困難であるとみなされ、国の関与による確実な再生を図るため、財政再生計画を策定し、総務大臣に報告しなければなりません。

箱根町の財政の健全度
平成28年度決算における町の財政健全化判断比率は表のとおり、いずれの指標も基準を下回っています。

| 比率(%) | 箱根町 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|--------------|---------|--------|
| 実質赤字比率 | - | 14.52 | 20.00 |
| 連結実質赤字比率 | - | 19.52 | 30.00 |
| 実質公債費比率 | 12.6 (11.7) | 25.00 | 35.00 |
| 将来負担比率 | 92.3 (105.9) | 350.00 | - |
| 資金不足比率 | - | 20.00 | - |

※表中の（ ）は平成27年度数値
※実質赤字比率および連結実質赤字比率は赤字となっていないため「-」の記号で表示
※資金不足比率の対象である3会計（水道事業会計、下水道事業特別会計、温泉特別会計）はいずれも資金不足となっていないため「-」の記号で表示

町の財政を取り巻く状況は依然として厳しいですが、各比率や他の財務諸表の推移を見ながら、今後とも健全な財政運営を行ってまいります。

照会先 財務課 ☎85-9563

平成30年 箱根町成人式「翔」

成人を迎えられた皆さんの新しい門出をお祝いして、成人式を開催します。

日時 1月8日(月)成人の日
(受付10時から)

場所 箱根ホテル小涌園コンベンションパレス

〔第1部〕式典 11時
祝辞・新成人代表のことばなど
記念写真撮影 11時30分
〔第2部〕交流会
(成人式実行委員会の企画・運営による交流会) 11時45分
その他 当日は、案内状を持参してください。

照会先 教育委員会生涯学習課 ☎85-7601

消防出初式

新春の恒例行事である消防出初式を次のとおり行います。

消防団員の表彰式の他、幼年消防クラブや消防隊の演技、一斉放水などを披露しますので、ぜひ見に来てください。

日時 1月10日(水)10時

場所 湯本小学校校庭(雨天の場合は同小学校体育館にて式典のみ実施)

※式典や演技の後、湯本大橋下

流の早川河川敷で一斉放水を行います。

その他 当日8時にサイレンを鳴らしますが、火災と間違えないでください。また、駐車場がないため、公共交通機関を利用し来場してください。

照会先 消防本部消防総務課 ☎82-4512



平成29年分確定申告医療費控除に医療費通知(医療費のお知らせ)は使用できません

所得税法(昭和40年法律第33号)の改正等により平成29年分確定申告から医療費通知を添付した場合、医療費控除の明細書の提出が省略できるようになりました。

しかし、平成29年分(平成29年1月から12月の医療費)の神奈川県国民健康保険および後期高齢者医療制度の医療費通知は、「被保険者が支払った医療費の額」の記載がないため、医療費控除の明細書に代えることができません。ついては、平成29年分確定申告では証明書類として使用できませんので注意してください。

※医療費通知が使用できるのは平成30年分以降の確定申告です。

照会先 保険健康課 ☎85-9564

箱根芦ノ湖「夢」劇場 第二幕「門松飾り」の実施について

お客様に季節を感じていただけるイベントの一環として、箱根芦ノ湖では平成29年12月28日から平成30年1月7日(日)までの間、正月飾り(玄関飾りと門松)を実施します。箱根芦ノ湖では、箱根に伝わる本格的な郷土の「不思議な形の玄関飾り」と「松を使わない門松」を飾り、正月を迎えます。

照会先 箱根芦ノ湖・箱根関所資料館 ☎83-6635



税についてのお知らせ

●所得稅・事業稅・住民稅の申告相談会(国・県・町共催)

日時 2月2日(金)
午前の部 9時30分～12時
(受け付けは11時まで)
午後の部 13時～16時
(受け付けは15時まで)

場所 仙石原文文化センター
当日は税理士による無料相談のほか、確定申告書や住民税申告書の受付も行いますので、添付する書類や印鑑などを持参してください。

●給与支払報告書など法定調書の提出は1月31日(水)までに

平成29年分の給与所得の源泉徴収票や、報酬支払調書、不動産使用料などの支払調書は、合計表とともに税務署へ、また給与支払報告書は、

問合せ先 (公社)小田原青色申告会 ☎0465-24-2614

第64回 文化財防火デー

毎年1月26日は「文化財防火デー」です。昭和24年のこの日、当時日本最古であり、世界的な至宝とも言われた奈良県斑鳩町の法隆寺金堂壁画が焼損したことから、昭和30年に「文化財防火デー」と定められました。壁画が焼損したこの事件は、日本国内外に大きな衝撃を与え、火災の翌年に、文化財を保護するための包括的な法律「文化財保護法」が制定される契機ともなりました。

町では、貴重な文化財を火災や震災などから守り後世まで伝えていくため、毎年この日に合わせて防火訓練を行っています。

今年(平成30年)は1月25日(木)に、箱根関所での訓練を予定しています。

照会先 教育委員会生涯学習課 ☎85-7601

●確定申告指導会場を開設します

青色申告会では、平成29年分の確定申告にあたり、「確定申告指導会場」を開設します。経費豊富なスタッフが決算書・申告書の作成を指導します。(税理士による無料相談コーナーあり)

場所 青色会館3階大ホール(小田原市本町2-3-24)

期間 2月1日(木)～3月15日(木)(土曜日は休業日となります)

時間 9時～15時(最終日は14時まで)